



報道関係者 各位

平成 27 年 8 月 25 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 村井 完也

専門官 石上 智子

労使関係第二係（内線 7667,7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

平成 26 年「労働争議統計調査」の結果 ～「総争議」の件数は 495 件と過去最少を更新～

厚生労働省では、このほど、平成 26 年「労働争議統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「労働争議統計調査」は、我が国における労働争議について、行為形態や参加人員、要求事項などを調査し、その実態を明らかにすることを目的としています。本調査では労働争議を 2 種類に大別しており、労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、同盟罷業（ストライキ）などの争議行為が現実発生したものを「争議行為を伴う争議」、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したものを「争議行為を伴わない争議」とし、この 2 種類を合わせて「総争議」としています。

【調査結果のポイント】

1 総争議

平成 26 年の件数は 495 件（507 件）で 5 年連続の減少となり、比較可能な昭和 32 年以降、最も少なかった。

【5 頁 第 1 表、第 1 図、11 頁 附表】

2 争議行為を伴う争議

(1) 全体では前年と比べて件数、総参加人員、行為参加人員ともに増加した。

件数 80 件（71 件）
総参加人員 74,438 人（52,350 人）
行為参加人員 27,919 人（12,910 人）

(2) 半日以上同盟罷業では前年と比べて件数は減少したが、行為参加人員と労働損失日数は増加した。

件数 27 件（31 件）
行為参加人員 14,989 人（1,683 人）
労働損失日数 19,932 日（7,035 日）

【5 頁 第 1 表、6 頁 第 2 表、11 頁 附表】

3 労働争議の主要要求事項

争議の際の主な要求事項（複数回答 2 つまで）は、「賃金」に関するもの 257 件（228 件）が最も多く、次いで「経営・雇用・人事」に関するもの 157 件（173 件）、「組合保障及び労働協約」に関するもの 156 件（145 件）であった。

【9 頁 第 6 表】

4 労働争議の解決状況

平成 26 年中に解決した労働争議（解決扱い^{注 2}を含む）は 435 件（395 件）で、総争議件数の 87.9% であった。そのうち「労使直接交渉による解決」は 123 件（92 件）、「第三者関与による解決」は 136 件（145 件）であった。

【10 頁 第 7 表】

注 1 （ ）内は、平成 25 年の数値である。

注 2 不当労働行為事件として労働委員会に救済申立がなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議（支援スト、政治スト等）及び解決の事情が明らかでない労働争議等は「解決扱い」として集計している。

詳細は、別添概況をご参照ください。